

議案第 22 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「副町長」の次に「及び教育長」を加える。

第 3 条に次のように加える。

教育長 645,000 円

附則第 9 項及び第 13 項中「平成 28 年 3 月 31 日」を「平成 27 年 3 月 31 日」に改め、附則に次の 2 項を加える。

（給料月額の特例）

- 14 特別職の職員の給料月額は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に限り、第 3 条の規定にかかわらず、同条に定める額に町長は 100 分の 90、副町長及び教育長は 100 分の 95 を乗じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の算出基礎となる給料月額は同条に定める額とする。

（期末手当の特例）

- 15 特別職の職員の期末手当は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に限り、第 4 条の規定の適用については、「給料月額に、100 分の 15 を乗じて得た額を加え」とあるのは「給料月額に」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 16 条第 1 項の教育委員会の教育長の給与については、この条例による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定は、適用しない。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(目的及び適用範囲) 第 1 条 この条例は、特別職のうち、町長、副町長 _____ の給与について定めることを目的とする。 (給料月額) 第 3 条 特別職の給料月額は、次のとおりとする。 町長 883,000円 副町長 703,000円 _____ 附 則 (期末手当の特例) 9 特別職の職員の期末手当は、平成19年4月1日から平成28年3月31日までの間に限り、第4条の規定の適用については、「給料月額に、100分の15を乗じて得た額を加え」とあるのは「給料月額に」と読み替えるものとする。 (給料月額の特例) 13 特別職の職員の給料月額は、平成26年6月1日から平成28年3月31日までの間に限り、第3条の規定にかかわらず、同条に定める額に町長は100分の90、副町長は100分の95を乗じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当	(目的及び適用範囲) 第 1 条 この条例は、特別職のうち、町長、副町長 <u>及び教育長</u> の給与について定めることを目的とする。 (給料月額) 第 3 条 特別職の給料月額は、次のとおりとする。 町長 883,000円 副町長 703,000円 <u>教育長 645,000円</u> 附 則 (期末手当の特例) 9 特別職の職員の期末手当は、平成19年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、第4条の規定の適用については、「給料月額に、100分の15を乗じて得た額を加え」とあるのは「給料月額に」と読み替えるものとする。 (給料月額の特例) 13 特別職の職員の給料月額は、平成26年6月1日から平成27年3月31日までの間に限り、第3条の規定にかかわらず、同条に定める額に町長は100分の90、副町長は100分の95を乗じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当

改正前	改正後
の算出基礎となる給料月額と同条に定める額とする。	の算出基礎となる給料月額は同条に定める額とする。 <u>(給料月額の特例)</u> 14 特別職の職員の給料月額は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に限り、第3条の規定にかかわらず、同条に定める額に町長は100分の90、副町長及び教育長は100分の95を乗じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の算出基礎となる給料月額は同条に定める額とする。 <u>(期末手当の特例)</u> 15 特別職の職員の期末手当は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に限り、第4条の規定の適用については、「給料月額に、100分の15を乗じて得た額を加え」とあるのは「給料月額に」と読み替えるものとする。